

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和6年4月24日(2024.4.24)

【公開番号】特開2024-52767(P2024-52767A)

【公開日】令和6年4月12日(2024.4.12)

【年通号数】公開公報(特許)2024-068

【出願番号】特願2024-19261(P2024-19261)

【国際特許分類】

B 01 J 20/26(2006.01)

10

B 65 D 85/00(2006.01)

【F I】

B 01 J 20/26 A

B 65 D 85/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月16日(2024.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

乾燥した吸水性樹脂を20以上に調温された濃度5重量%以上のアルカリ金属塩水溶液で膨潤し、得られた含水ゲルを包装することを特徴とする、含水ゲルを含む包装体の製造方法であって、

前記乾燥した吸水性樹脂の重量平均粒子径(D50)が250μm以上、500μm以下

目開き150μmの篩を通過する前記乾燥した吸水性樹脂の粒子が前記乾燥した吸水性樹脂全体に対して0~25重量%であり、

前記乾燥した吸水性樹脂の0.9%塩化ナトリウム水溶液に対するCRC(NWSP241.0.R2(15)で規定)が20g/g以上、35g/g以下、目つ0.9%塩化ナトリウム水溶液に対するAAP0.3(NWSP242.0.R2(15)で規定)が22g/g以上であり、

前記包装体は、前記含水ゲル、活性炭、および金属粉末を含むものである包装体の製造方法。

【請求項2】

前記包装体は温熱材用である請求項1に記載の包装体の製造方法。

【請求項3】

前記包装体は化学カイロ用である請求項1に記載の包装体の製造方法。

【請求項4】

前記乾燥した吸水性樹脂のCRCが32g/g以上である請求項1に記載の包装体の製造方法。

【請求項5】

前記アルカリ金属塩水溶液が塩化ナトリウム水溶液である、請求項1に記載の包装体の製造方法。

【請求項6】

前記含水ゲルは、前記アルカリ金属塩水溶液により、前記乾燥した吸水性樹脂の自重の5倍以上に膨潤される、請求項1に記載の包装体の製造方法。

50

【請求項 7】

請求項 1～6 のいずれかに記載の包装体の製造方法で得られた包装体の温熱材への使用。

【請求項 8】

請求項 1～6 のいずれかに記載の包装体の製造方法で得られた包装体を用いた化学カイロへの使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

10

【0051】

本発明の包装体には含水ゲル以外にも必要に応じて第3の添加剤を含有させてもよい。例えば有機粉末、および／または無機粉末の1種または2種以上を含んでいてもよい。このような粉末としては活性炭、パルプ、紙、木粉、纖維くず、アエロジル、シリカゲル、アルミナ、珪藻土、クレー、ゼオライト、ラジオライト、ベントナイト、モンモリロナイト、活性白土、タルクなどが例示される。粉末の粒径は用途に応じて適宜選択でき、粉末の平均粒径(D50)は好ましくは0.1μm～10mmである。また粉末の含有量は用途に応じて適宜選択すればよく、例えば包装体内の組成物100重量部に対して0.1～100重量部である。

20

30

40

50